足 立 区

足立区長定例記者会見

平成23年9月13日(火) 午後2時00分～
足立区役所 南館８階　特別応接室

《 次 第 》

1　平成２２年度普通会計決算の状況

2　東日本大震災から６カ月
安全・安心な区民生活の実現に向けて ･････････････ 1

3　危険から区民を守る
老朽家屋等の関連規定を整備します ･････････････ 4

4　足立区待機児童解消アクションプラン
0-2 歳児に重点を置いた保育施設等の整備（23-26 年度） ･9

5　ワースト１再転落に緊急警戒
急増する車上狙い・自動車盗対策を強化します ････････11

6　足立区初の産業展示会「あだちメッセ 2011」
産業展示会の新しいカタチ。足立区がはじめます。 ･･･ 14

7　そ の 他

8　質　　疑

【担当】広報室 報道広報課　03(3880)5816

「美しいまち」は「安全なまち」
ビューティフル・ウィンドウズ運動展開中 足立区

足立区

定例記者会見資料
平成２３年９月１３日
危機管理室危機管理課
川口室長（３８８０）５９１０

東日本大震災から６カ月
～安全・安心な区民生活の実現に向けて～

東日本大震災が発生してから６ヵ月が経過しました。区内でも震度５強の揺れを観測し、人的被害・建物被害の発生とともに多くの帰宅困難者が発生するなどの混乱が生じました。今回の経験を教訓とし、これからも区民の安全・安心を守るための取組みを進めていきます。

１　これまでの取組み

放射線対策

【空間線量】　７９０箇所で測定し、区の指標値を上回ったのが１４箇所
→清掃・除草、専門業者による再測定の結果、１２箇所で区の指標値未満に低減（残る２箇所について対応調整中）

【屋外プール】１２２箇所で測定し、全ての施設において放射性物質不検出

【砂場】　５９３箇所で測定し、区の指標値を上回ったのが３５箇所
→２１箇所で砂入替工事完了（残る１４箇所は順次工事着手）

足立区では、「毎時 0.25 マイクロシーベルト」を指標値として各施設を測定

節電対策

室内照明１／２消灯、空温２８℃の徹底、パソコン節電マニュアル活用　等の取り組みを徹底

↓

区役所本庁舎の平均節電率（前年７月～９月の最大受電電力比）
・７月…２９．７％減　　８月…２９．８％減

総合スポーツセンターなど１９５施設（前年７月～９月の最大受電電力比）
・７月…２９．４％減　　８月…３１．０％減

震災初動マニュアル見直し

発災後６時間の行動手順を震災初動マニュアルとして素案策定
・災害対策本部マニュアル　　・避難所マニュアル
・帰宅困難者対策マニュアル　　・部別初動マニュアル

主な特徴
★従来の文章を並べたものではなく、優先確認事項を項目ごとに記載
★チェックリスト形式にして、進行状況が一目見てわかるように改善

2　これからの取組み

足立区総合防災訓練実施

◆日時　平成２３年１１月１３日（日）午前８時３０分

◆内容　荒川河川敷をメイン会場とした従来の方式から、住民主体の訓練へ
　　→第一次避難所１８箇所での発災対応型訓練、マニュアル検証

◇第一次避難所（１８箇所）◇

［従来］炊き出し、消火・通報訓練

震災の教訓
・町会、自治会関係者も被災者となる
・区、消防、消防団がすぐに駆けつけられない

［今回］*「避難所開設準備→開設」*を重視

避難所マニュアル
・学校開放
・施設安全確認、応急措置実施
・避難所運営本部開設
・災害対策本部との連絡
・備蓄倉庫開放、本部員数集計
・避難者受付、誘導、名簿作成

↔ 消防
↔ 消防団
↔ 警察

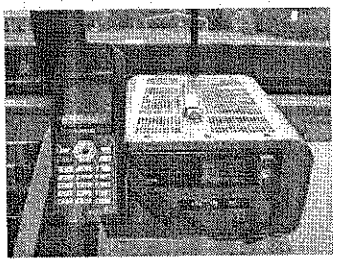

新たに導入した
デジタル防災無線
による通信訓練

災害対策本部

【問合せ先】　危機管理室　災害対策課長　今井　伸幸
　　電話（３８８０）５８３５

建築物耐震化助成拡充

◆木造住宅の耐震化

現行
・耐震診断費助成
・耐震工事費助成

平成 23 年 11 月～
・耐震建替工事費助成追加
・耐震解体工事費助成追加

◆特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

平成 23 年 11 月～
・耐震診断費、工事費助成拡充
・耐震建替工事費助成追加
・耐震解体工事費助成追加

H23.3 末の
耐震化推計※

住宅総数
272,986 戸
→ 耐震有
206,082 戸
→ 未耐震
66,904 戸
⇩
削減

※5 年毎に実施されている住宅・土地統計調査（総務省統計局）の前回（H20）及び前々回（H15）のデータをもとに、5 年間の推移を勘案して算出

◆住宅・建築物耐震関連の助成金改正案

【住宅】

	現行		改正案	
	木造	非木造	木造	非木造
耐震診断	10 万円	30 万円	現行どおり	現行どおり
改修計画	―	―	―	―
耐震改修	1/2 以下 一般 80 万円 特例 100 万円	1/2 以下 一般 100 万円 特例 120 万円	現行どおり	現行どおり
建替え	―	―	1/2 以下 一般 80 万円 特例 100 万円	1/2 以下 一般 100 万円 特例 120 万円
解体除却	―	―	1/2 以下 50 万円	1/2 以下 100 万円

【特定建築物】

	現行	改正案	
	特定建築物 （共同住宅を含む）	従来特定建築物 （共同住宅を含む）	特定緊急輸送道路沿道建築物
耐震診断	1/2 以下 500 万円/棟 （共同住宅は戸数×10 万円で安価な金額）	現行どおり	10/10 （国・都）
改修計画	1/2 以下　300 万円/棟	現行どおり	5/6 （国 1/3, 都 1/3, 区 1/6） ただし限度額有
耐震改修	1/3 以下 3000 万円/棟	1/2 以下 3000 万円/棟	
建替え	―	―	
解体除却	―	―	

◆建物の安全対策イメージ図

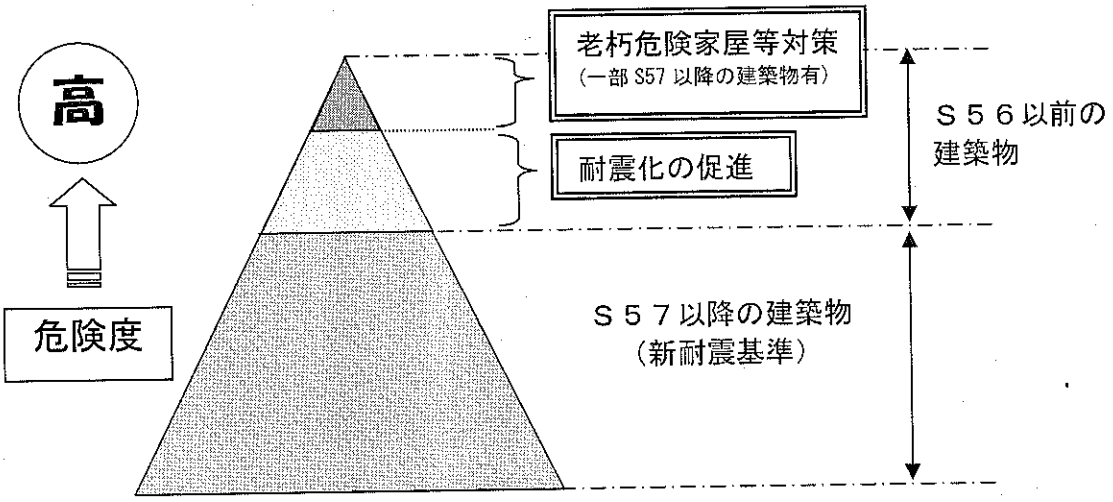

【問合せ先】　建築室　建築調整課長　服部　仁
電話（３８８０）５９４５

足立区

定例記者会見資料
平成２３年９月１３日
建築室建築安全担当課
吉原課長（３８８０）６４９７

危険から区民を守る
老朽家屋等の関連規定を整備します

足立区では、４月から老朽家屋等の対策に取り組んでいます。

区内の老朽家屋等の調査結果を踏まえた関連規定を整備して、老朽家屋等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪及び火災を防止し、区民の安全で健康な生活を確保します。

１　現地調査中間調査結果《７月３１日現在》

区内全域を対象に外観目視による現地調査を実施しています。

老朽危険家屋等　１，７４３件		
管理不全家屋（緊急性なし） １，３６２件	管理不全家屋（指導必要） ３２４件	倒壊等の危険あり ５７件

※　管理不全家屋（緊急性なし）については、引き続き経過観察していく。
管理不全家屋（指導必要）と倒壊等の危険のある建物等については、建築室職員による所有者調査等の詳細調査を実施していく。

２　老朽家屋等の関連規定を整備

都内初

調査結果を受け、効果的な指導等や区緊急対応の最低限必要と思われる危険回避処理の条件整備を行い、公平性や透明性を確保したうえで、関連規定を整備します。

（１）足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例（案）
（平成２３年１１月１日施行予定）

調査・指導・勧告ができます

適正な管理が行われていない建物等の実態調査や所有者等調査をします。
また、建物等が危険な状態と認めたときは、所有者等に指導・勧告をします。

解体除去工事費を助成します

区の指導・勧告に従って建物等の解体を行う所有者等に一定の助成をします。
・木造　　解体除去工事費の１／２（上限　５０万円）
・非木造　解体除去工事費の１／２（上限１００万円）

区が緊急安全措置を講じます

所有者等が自ら切迫した危険な状態を解消できないときは、所有者の同意を得て、区が危険な状態を回避するための必要最低限の措置をとります。

「老朽家屋等審議会」を設置します

区が指導する建物等に関し、その対応策等について第三者の意見を求めるため、学識経験者や弁護士、建築士を含む「老朽家屋等審議会」を設置します。

（２）　その他の関連規定の整備（平成２３年１１月１日施行予定）

- 足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例施行規則（案）
- 足立区老朽家屋等解体工事助成要綱（案）
- 足立区老朽家屋等審議会設置要綱（案）

３　今後の進め方（イメージ図）

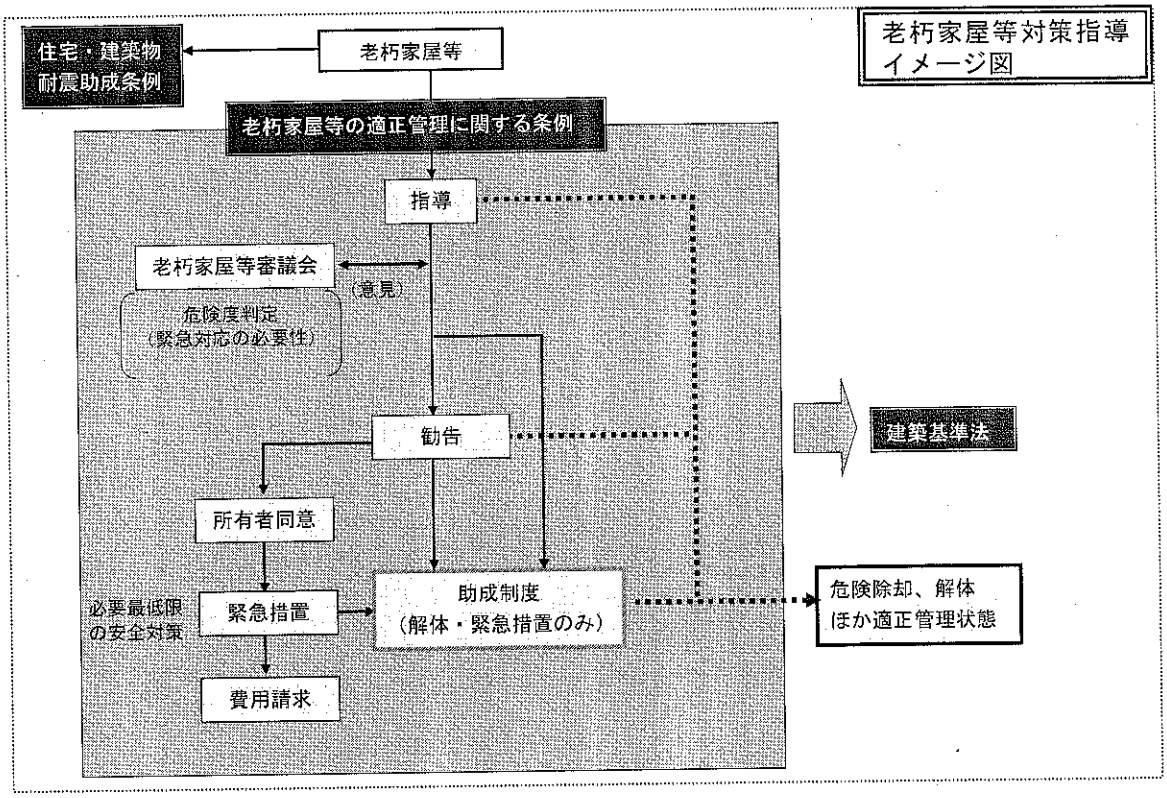

【問合せ先】　建築室　建築安全担当課長　吉原　治幸
電話（３８８０）６４９７

足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例（案）

（目的）

第１条　この条例は、老朽家屋等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪及び火災を防止し、もって区民の安全で健康な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　危険な状態　老朽化のために建物その他の土地の工作物（以下「建物等」という。）が倒壊し、若しくは建築材等を飛散させるおそれがあり、又は不特定の者が建物等に侵入して火災を発生させ、若しくは犯罪を起こすおそれがあることをいう。

（２）　所有者等　建物等の所有者又は管理者をいう。

（所有者等の責務）

第３条　所有者等は、建物等が危険な状態にならないよう常に適正に維持管理しなければならない。

（調査）

第４条　区長は、前条の適正な維持管理が行われていない建物等があると認めるときには、当該建物等の実態調査を行うことができる。

２　区長は、必要があると認めるときは、当該建物等にかかる所有者等の把握に必要な調査を行うことができる。

（指導勧告）

第５条　区長は、建物等が危険な状態にあると認めるときは、所有者等に対し、危険な状態を解消するための措置をとるべきことを指導し、又は期限を定めて勧告することができる。

（助成）

第６条　区長は、前条の指導又は勧告に従って措置を行う者に対し、別に定めるところにより助成を行うことができる。

（緊急安全措置）

第７条　区長は、建物等の危険な状態が切迫している場合で、所有者等より自ら危険な状態の解消をすることができないとの申出があったときには、危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）をとることができる。

２　区長は、前項に規定する緊急安全措置を実施する場合は、所有者等の同意を得て実施するものとする。

３　区長は、第１項に規定する緊急安全措置を行うときには事前に次条に規定する足立区老朽家屋等審議会の意見を聞かなければならない。

（足立区老朽家屋等審議会）

第８条　区長は、個々の老朽家屋等の状況及び対応方針について諮問するため、区長の附属機関として、足立区老朽家屋等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（審議会の組織）

第９条　審議会は、前条の諮問事項に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員１５人以内をもって組織する。

（会長の選任及び権限）

第１０条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにはその職務を代理する。

（審議会の運営）

第１１条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　審議会は、必要があると認めたときは、学識経験者、関係行政機関

の職員その他の関係人に会議への出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

5　委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（守秘義務）

第１２条　審議会委員又は委員であった者は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（関係機関との連携）

第１３条　区長は、必要があると認めるときは、第４条から第７条までに規定する調査、助言、勧告等の内容を関係機関に提供し、危険な状態の解消について協力を要請することができる。

（委任）

第１４条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付　則

（施行期日）

1　この条例は、平成２３年１１月１日から施行する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

2　足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和３９年足立区条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区老朽家屋等審議会	日額　２万１，０００円

足立区

定例記者会見資料
平成２３年９月１３日
子ども家庭部待機児童対策担当課
高橋副参事（３８８０）６２３７

足立区待機児童解消アクションプラン
０-２歳児に重点を置いた保育施設等の整備（23-26年度）

国の設定する保育整備率に準拠して区の整備率の目標を設定していたこれまでの保育計画から転換し、足立区における待機児童や就学前人口の動向など、区の実態に合わせた保育需要の見込みを行った上で対応策を実施します。

１　目標設定の変更

これまでの保育計画
① 国の設定する保育整備率に準拠して目標を設定
② 全年齢を対象に整備

→

今回の整備方針
① 足立区の実態に即し、４年後の保育需要の見込みを推計
② ０－２歳児に特に重点を置く

過去の保育需要率から将来の保育需要数を推定

保育需要率＝（保育所等利用者数＋待機児童数）÷対象年齢人口×１００％
平成２１年からの保育需要率の上昇傾向が続くものとして２７年を推計する。

↓

整備目標保育定員数

平成２７年の保育需要率 ＝ ３５．０％（保育需要数=５，５５０名）
平成２３年度から平成２６年度の目標保育定員数 ＝ ９００名

２　待機児童解消に向けた施設整備方針

（１）足立区の待機児童の３つの特徴
「０－２歳児集中傾向」「全地域遍在傾向」「求職中･短時間就労世帯集中傾向」

（２）足立区の待機児童の状況に適した保育サービスを提供

認証保育所・小規模保育室・家庭福祉員を中心に整備

０歳児から２歳児に重点を置き、足立区の待機児童の状況に適している認証保育所、小規模保育室、家庭福祉員を中心に整備を進めていきます。

認可保育園については、大規模開発地域など、特定地域に全年齢にわたり相当多数の待機児童が見込まれる場合に整備していきます。

（３）年度別の整備予定定員数

各年度の保育需要数の見込みに追いつくように整備していきます。

平成２３年度	平成２４年度	平成２５・２６年度	計
５２４人	１５６人	２２０人	９００人

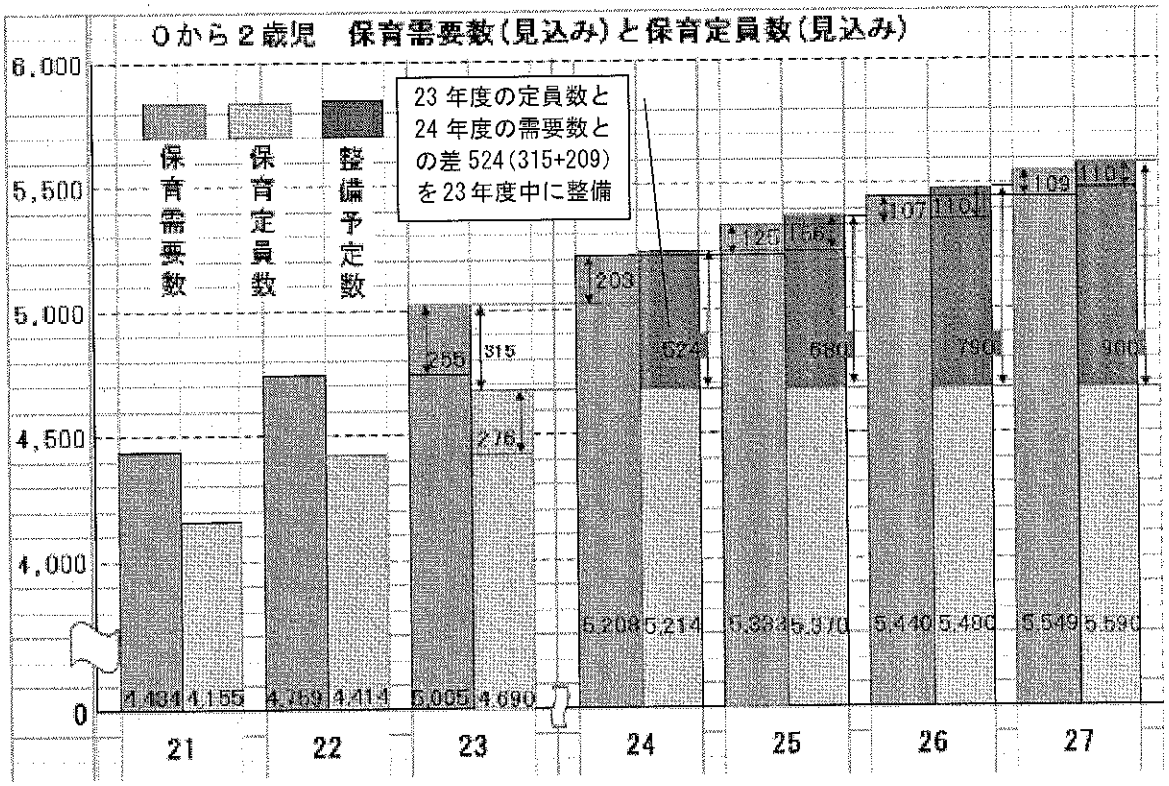

【問合せ先】　子ども家庭部　待機児童対策担当課長　高橋　徹

電話（３８８０）６２３７

足立区

定例記者会見資料
平成２３年９月１３日
危機管理室危機管理課
大野課長（３８８０）６５４９

ワースト１ 再転落に緊急警戒
急増する車上狙い・自動車盗対策を強化します

区内の平成２３年８月末の刑法犯認知件数は６，７９５件で、前年同期比５２件増加し、再び２３区ワースト１となっています。

犯罪の手口を見ると車上狙いや自動車盗が増加しており、場所的には都県境近くの地域、特に区北部で車上狙いが多発しています。

車上狙い

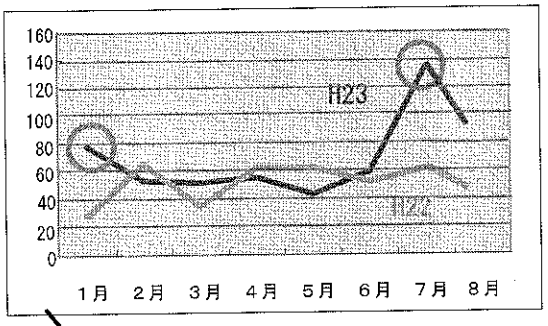

1月と7月に多く発生

自動車盗

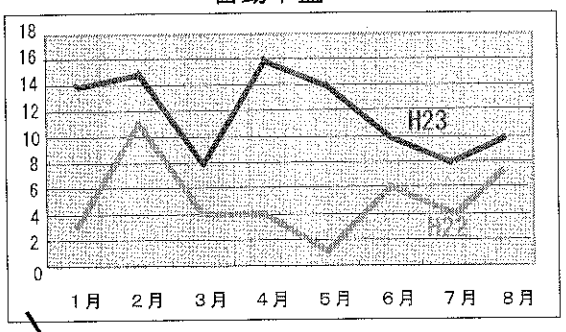

全ての期間で前年を上回る

１　緊急対策その１「駐車場犯罪対策」

◆「区内駐車場防犯対策連絡会」開催

区内の駐車場管理事業者、区内４警察署、警視庁、区の合同会合「区内駐車場防犯対策連絡会」を開催し、犯罪発生状況の説明や防犯対策事業の案内をしました。

◆センサーライト約６００個設置

駐車場での犯罪企図者を牽制し、抑止効果を発揮するセンサーライトを駐車場の所有者または管理者等に無償貸与します。

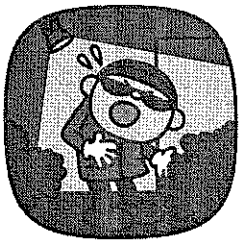

◆防犯カメラ設置助成スタート

センサーライトと組み合わせて設置することで、さらに高い抑止効果が期待されます。加えて、犯人検挙の手がかりにもなるとして、警察と協働で進めます。

【助成内容】
- ●補助率　１/２（上限１０万円）
- ●予算額　２００万円（１０万円×２０か所）
- ●開始時期　平成２３年１０月

◆看板プレート約１３００枚設置
駐車場での犯罪を目論む者への心理的威圧、利用者に注意喚起するための看板を駐車場の管理者等に配布し、駐車場約７５０箇所に設置します。

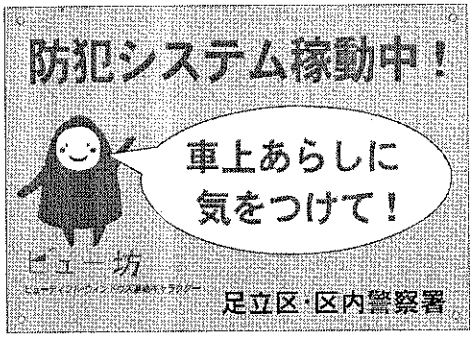

▲７５０箇所の駐車場に設置

◆ＦＡＸネットで注意喚起
区内の駐車場を管理する４５事業者に駐車場での犯罪発生情報をＦＡＸで提供し注意喚起します。

２　緊急対策その２「都県境の防犯対策」

◆防犯カメラ９台を都県境に設置
都県境の行政区分を悪用した犯罪が見込まれることから、四方を川で囲まれている足立区の特性を活かして、境界河川に架かる橋の近辺７箇所に高精度の防犯カメラを集中的に設置します。犯罪企図者に対する抑止力を高め、実行犯の姿をとらえて捜査資料として提供します。

◆防犯パトロール大幅強化

・職員による青パト防犯パトロール実施
区職員約１００名が青パト実施者証を取得しました。
１０月から１２月の平日毎日、職員４人が２人１組となり、２台の青パトで駐車場、都県境、住宅地をパトロールします。

・夜間青色パトロール車を増車
警備会社に委託する２１時～５時の夜間防犯パトロールを４台から５台に増車し、１０月中旬から１２月まで都県境近辺のパトロールを強化します。

３　緊急対策その３「自転車盗・ひったくり対策」

◆鍵を握る高校生をロックオン！がっちりロック大作戦
１０月２１日、都立青井高校で生徒の自転車の鍵を盗まれにくいシリンダー錠に取り替えるがっちりロック大作戦を実施します。

◆ひったくりはイヤ！ばっちりカバー大作戦
９月２６日、足立区役所前でひったくり防止キャンペーンを実施します。

【問合せ先】　危機管理室　危機管理課長　大野　勉
電話（３８８０）６５４９

足立区街頭犯罪発生分布（平成23年7月1日～平成23年7月31日）

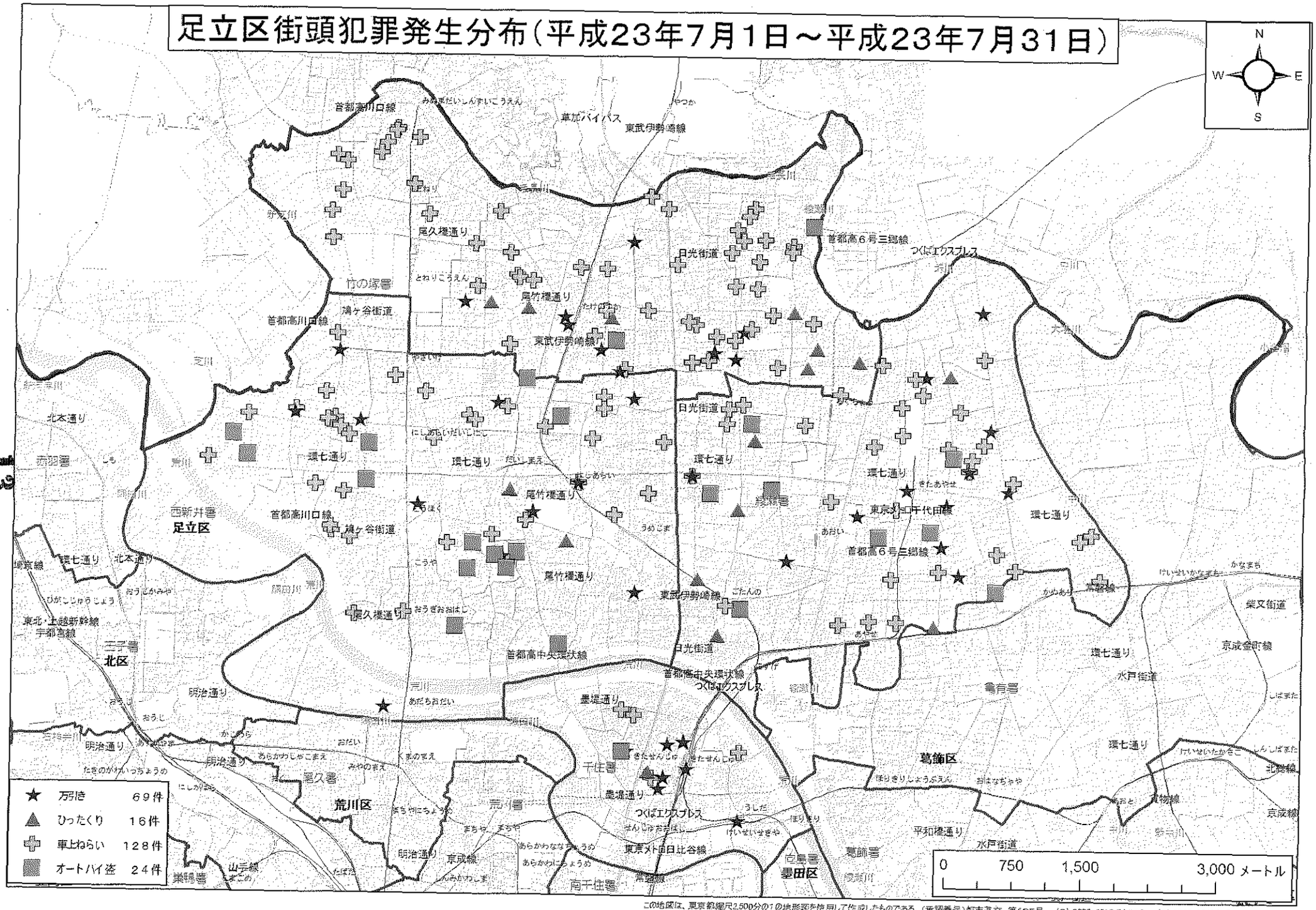

この地図は、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。（承認番号）都市基交 第405号 （C）2002-2010 PASCO （C）1990-2010 INCREMENT P
いかなる形式においても著作権者に無断でこの地図の全部または一部を複製し、利用することを固く禁じます。

足立区

定例記者会見資料
平成２３年９月１３日
産業経済部産業政策課
儘田課長（３８８０）５１８２

足立区初の産業展示会「あだちメッセ 2011」
産業展示会の新しいカタチ。足立区がはじめます。

足立区では、ものづくり産業をはじめとする様々な業種の企業や団体が一堂に集まり、自社イチ押しの製品やサービス、新たなアイデアを展示する「あだちメッセ２０１１」を開催します。

「あだちメッセ２０１１」は産業展示会の新しいカタチをめざし、足立区が初めて開催する産業展示会です。

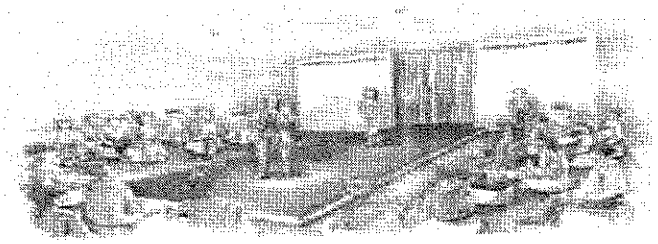

adachi messe 2011 mono koto hito あだちメッセ2011 ten-ku theater

1　足立区のめざす産業展示会のカタチ

★足立区の産業構造を活かした多くの産業分野が出展

・ものづくり系の企業にとどまらず、福祉、農業、さらには、新たな展開として、大学研究者、デザイナー、ＩＴ系企業、これから起業する人も参加します。

★新しい製品の演出

・来場者との対話を促進し、新製品、サービスの創出へとつながる新しいプレゼンスタイルを提供します。

＊ 出展者と来場者の対話形式の製品紹介ミニシンポジウム

＊ ファッションショー的演出による製品紹介

★出展当日だけにとどまらない出展者同士のつながり

・異なる業種の出展者が展示会前に２回の意見交換会を行い出展者相互のつながりを目的に、設定テーマによる意見交換やアイデアの創出を目指します。

・異分野の新たな視点から、付加価値の高い新製品・新サービスを生み出す機運を高めます。

・展示会終了後は振り返りの意見交換会を行い、来年度の展示会に向けて、足立区のイメージを革新させる産業の創出を目指します。

2　「あだちメッセ２０１１」の概要

２０１１年

６月

キックオフミーティング　6/18

あだちメッセ・足立区の産業を知り興味を持ってもらう
産業従事者だけでなく、主婦・学生など地域住民を巻き込き込んだ楽しく真剣に「あだち」を語り合う会

８月

つながりづくりワークショップ①　8/6

はじめて会する出展者同士のゆるいつながり（知り合い）づくり　自社でチャレンジしてみたいこと（アイデア）を考えるグループ討議

つながりづくりワークショップ②　9/10

今後のビジネスへのつながり（仲間）づくり
興味関心を同じくする者が集まり討議

９月

１０月

プレ産業展示会「あだちメッセ２０１１」

【日　　時】平成２３年１０月１４日（金）・１５日（土）
　　午前１０時から午後５時

【会　　場】東京芸術センター２１階　天空劇場（足立区千住１－４－１）

【内　　容】・各社紹介ゾーン（９０cm×６０cm の小間内で企業ＰＲ）
　　・物販コーナー（芸術センター前広場で出展企業の製品を販売）
　　・ミニシンポジウム（出展者が進行役との対話形式で自社をＰＲ）
　　・“ファッションショー風”の演出による製品や事業の紹介

【出展者数】約８０社

【入 場 料】無料

１１月

つながりづくりワークショップ③　11/下旬

あだちメッセ2011を振り返り、2012に向けて語り合う
次年度に向けたアイデアだけでなく、メッセで集まったマーケティングデータを踏まえた自社のアイデアを意見交換

２０１２年

あだちメッセ２０１２

【問合せ先】　産業経済部　産業政策課長　儘田　政弘
電話（３８８０）５１８２